

札幌市子ども・子育て会議について

1 会議概要

札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議する場として、「子ども・子育て支援法」に基づき平成25年9月に設置しました。

今年4月からは、当会議を児童福祉法の規定による合議制の機関に位置づけ、児童福祉に係る事項等について審議することとしました。

さらに、今年7月からは、「いじめ防止対策推進法」に基づく、いじめによる重大事態に関する再調査を当会議で実施することとしました。

2 委員数

31人以内（うち3人を公募）

3 任期

2年（平成27年9月～平成29年8月）

4 構成員

- ①子どもの保護者
- ②事業主を代表する者
- ③労働者を代表する者
- ④子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ⑤子ども・子育てに関し学識経験のある者
- ⑥その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する

5 今年度の開催予定回数

全体会議として2回程度を想定（※部会の開催は適宜）

6 会議における審議・決議事項

詳細は裏面「子ども・子育て会議の構成及び審議・議決事項」を参照

子ども・子育て会議の構成及び審議・議決事項

子ども・子育て会議

- 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更（新・さっぽろ子ども未来プラン）
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に関する事項
- いじめに伴う重大事態が発生した場合の再調査 等

認可・確認部会

- * ① 子ども・子育て支援法に基づく確認
- * ② 幼保連携型認定こども園の認可等
③ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準
④ 地域型保育事業の設備及び運営の基準
⑤ 施設型給付を受ける施設等の運営の基準
⑥ 保育所の設備及び運営の基準
- * ⑦ 保育所・地域型保育事業の認可等
- * ⑧ 児童福祉施設（保育所等に限る）の整備計画の承認
⑨ 児童福祉施設（保育所等に限る）の事業の停止等

放課後児童健全育成事業部会

- ① 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準

児童福祉部会

- ① 児童福祉に関する事項の調査審議
- * ② 児童福祉施設(保育所等以外)の整備計画の承認
③ 出版物等の推薦又は出版社等への勧告
④ 児童福祉施設(保育所等以外)の事業の停止等
⑤ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議
- * ⑥ 母子父子寡婦福祉資金の貸付の取消
⑦ 母子保健に関する事項の調査審議
- * ⑧ 里親の認定

処遇部会

- * ① 児童の措置等
- * ② 児童の一時保護

「*」は、部会の決議が「札幌市子ども・子育て会議」の決議となる事項